

9. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

(前年度予算額	2,242百万円)
平成30年度予算額(案)	2,435百万円

1. 要 旨

切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の推進について、障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

2. 内 容

(1) 切れ目ない支援体制整備充実事業 1,600百万円(1,452百万円)

平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助する。
[補助率1/3]

- ・特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。 30地域→60地域

- ・特別支援教育専門家等配置
 - ・医療的ケアのための看護師 1,200人⇒1,500人 等

(2) 学校における医療的ケア実施体制構築事業

59百万円(45百万円)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

16地域

(3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

280百万円(280百万円)

- ・発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築し必要な指導方法の調査研究等を行う。

17箇所

- ・発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業【新規】 10箇所 等

(4) 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

86百万円 (47百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研究を実施する。

- ・特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等
31箇所
- ・教職員の専門性向上等に向けた幼児期から高等学校段階まで一貫した地域支援事業
【新規】 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数)

(5) 学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実

104百万円 (72百万円)

学習指導要領の解説や教科書等の作成、周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂の方向性を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実に資するための実践研究等を行う。

27箇所

(6) 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解 (心のバリアフリー) の推進事業

86百万円 (85百万円)

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

26地域

(7) 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

146百万円 (144百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。 等

※上記のほか、特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情を踏まえ、これらの学校に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する「特別支援教育就学奨励費負担等」を実施

11,567百万円 (12,209百万円) 【補助率 1 / 2】

《関連施策》

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・学校施設整備 (特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

平成30年度予算額(案) 24億円(平成29年度予算額 22億円)

(切れ目ない支援体制整備充実事業)

○切れ目ない支援体制整備充実事業 1,600百万円(1,452百万円)〔補助率1/3〕(拡充)

平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 30地域⇒60地域(+30地域)

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

◆特別支援教育専門家等配置(拡充)

医療的ケアのための看護師 1,200人⇒1,500人(+300人) 等



(医療的ケアに係る支援)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 59百万円(45百万円)(拡充)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

(発達障害に係る支援)

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

280百万円(280百万円)

◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築し必要な指導方法の調査研究等を行う。

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 等

(教職員の専門性向上)

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 86百万円(47百万円)(拡充)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

◆特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等

◆【新規】教職員の専門性向上等に向けた幼児期から高等学校段階まで一貫した地域支援事業(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数)



(学習指導要領等の改訂)

○学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実 104百万円(72百万円)(拡充)

学習指導要領の解説や教科書等の作成、周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂の方向性を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

(心のバリアフリー)

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

86百万円(85百万円)(拡充)

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

(上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等 11,567百万円(12,209百万円)〔補助率1/2〕

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。

○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)〔補助率1/3等〕

切れ目ない支援体制整備充実事業

平成30年度予算額(案) 1,600百万円(平成29年度予算額 1,452百万円)

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、平成28年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、自治体等が、**I. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備**、**II. 特別支援教育専門家等配置**、**III. 特別支援教育の体制整備の推進**をする場合に必要な経費の一部を補助する。

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【拡充】

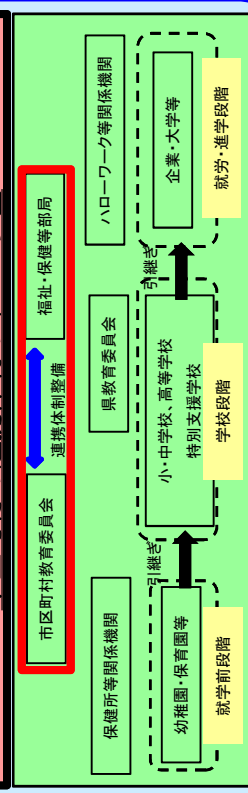
事業の趣旨・内容

(30地域→60地域)

- ◇就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
- ◇教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援する仕組の整備
- ◇各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
- ◇上記取組における普及啓発

◇福祉・保健部局の申請可 ◇最長3カ年補助

市区町村の連携体制のイメージ図



II 特別支援教育専門家等配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,200→1,500人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

② 連携支援コーディネーター(269人)

(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮に関するコーディネーター)

・[早期支援]自治体が行う早期からの教育相談・支援に資す・[就労支援]特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、情報収集・調整、情報提供を行う。就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行う。特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。(特別支援学校への配置可)

③ 外部専門家(348人) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

III 特別支援教育体制整備の推進

① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

◇補助対象者

都道府県・市区町村
学校法人

(私立特別支援学校等 H30から II のみ対象)

◇補助率：1/3

学校における医療的ケア実施体制構築事業

平成30年度予算(案) 59百万円(平成29年度予算額 45百万円)

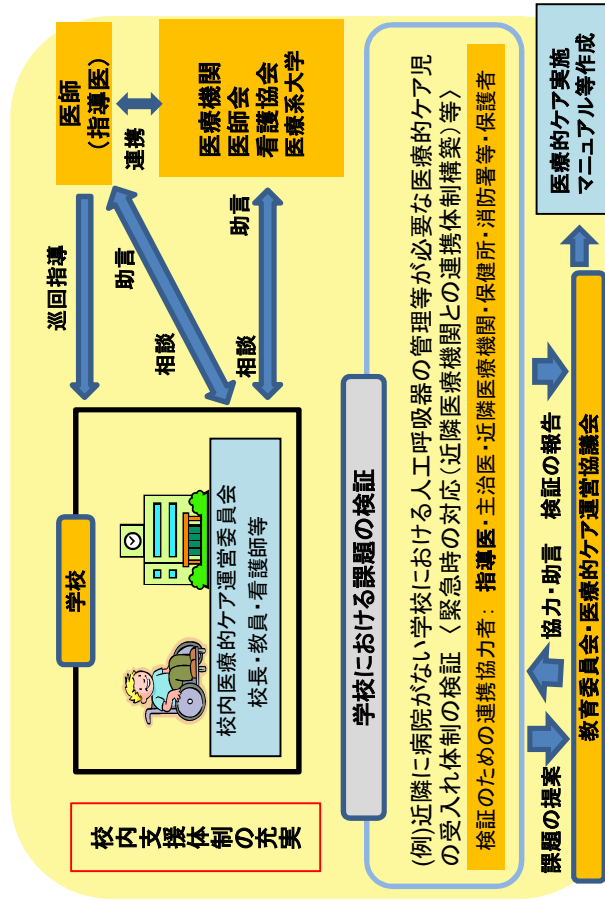
背景: 医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。そのため、学校において、医師と連携した校内支援体制を構築するとともに、学校において高度な医療的ケアに対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成するなど、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先: 都道府県・指定都市教育委員会(都道府県教育委員会は域内の市(特別区を含む。)) 町村教育委員会に本事業の一部を再委託可能。)・市町村教育委員会 ◆委託箇所: 16地域

学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業 (対象校: 医療的ケア児が在籍する公立特別支援学校及び小・中学校等)

本事業において次の内容に関し事業を実施する。

- ・ 医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、指導医による「学校巡回指導」、「校内医療的ケア運営委員会での助言」、「学校からの医療的ケアに関する相談」等を通じ、校内支援体制の充実を図る。
- ・ また、人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- ・ さらに、各学校のもつ諸条件等の検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケア等に対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成し、教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



児童福祉法第56条の6項第2号の施行(平成28年6月3日)に伴う医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

(平成28年6月3日付け 厚生労働省関係局長、文部科学省初等中等教育局長通知)より抜粋

【6教育関係抜粋】

今後は、これらの基本的な考え方の下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係部局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に対応されるよう、以下のとおり配慮をお願いする。

(1) (中略)市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いする。

(2) 学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いする。(以下略)

(3) 関係機関や関係部局と積極的に連携を行いながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いする。

(4) (略)

10. キャリア教育・職業教育の充実

(前年度予算額)	213百万円)
平成30年度予算額(案)	184百万円

1. 要 旨

「ニッポン一億総活躍プラン」や「教育再生実行会議」の提言等を踏まえ、小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための先進的な卓越した取組の実践研究を推進する。

2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 27百万円(32百万円)

①小学校における進路指導の在り方に関する調査研究【新規】

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置付けられるとともに、中学校の入学選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。(2地域)

②「キャリア・パスポート(仮称)」普及・定着事業

児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート(仮称)」の導入に向け、その活用方法等についての調査研究を実施する。(2地域)

③小・中学校等における起業体験推進事業

児童生徒がチャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を実施する。(11地域)

④キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

(2) 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)〔生涯学習政策局に計上〕〔補助率1/3〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。(15人)

(3) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 149百万円(173百万円)

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定して実践研究を実施するとともに、専門高校の魅力発信に関する調査研究を行う。

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業

平成30年度予算額(案) 35百万円(前年度予算額 40百万円)

事業目的

(地方創生関連施策を含む)

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート(仮称)等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

取組内容

1. キャリア教育の普及・啓発

1百万円(1百万円)

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に優れた取組を実施している団体等を表彰する。



2. キャリア教育推進体制の構築

34百万円(39百万円)

◆小学校における進路指導の在り方に関する調査研究 2百万円(新規)

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校の入学者選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。

【委託先:都道府県教育委員会等、2地域】

◆小・中学校等における起業体験推進事業 17百万円(24百万円)

小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

【委託先:都道府県教育委員会等、11地域】

◆「キャリア・パスポート(仮称)」普及・定着事業 4百万円(4百万円)

児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート(仮称)」の導入に向け、その活用方法等についての調査研究を行う。

【委託先:都道府県教育委員会等、2地域】

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業 8百万円(8百万円)

【学校を核とした地域力強化プランの一部(地方創生関連施策)】

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。【補助対象:都道府県・市区町村(補助率1/3)、配置人数:15人】

◆子供と社会の架け橋となるポータルサイトの運用 2百万円(2百万円)

職場体験活動、社会人講話及び出前授業等の推進に当たり、「学校側が望む支援」と「地元企業や地域社会が提供できる支援」のマッチングを図るためのポータルサイトを運用する。

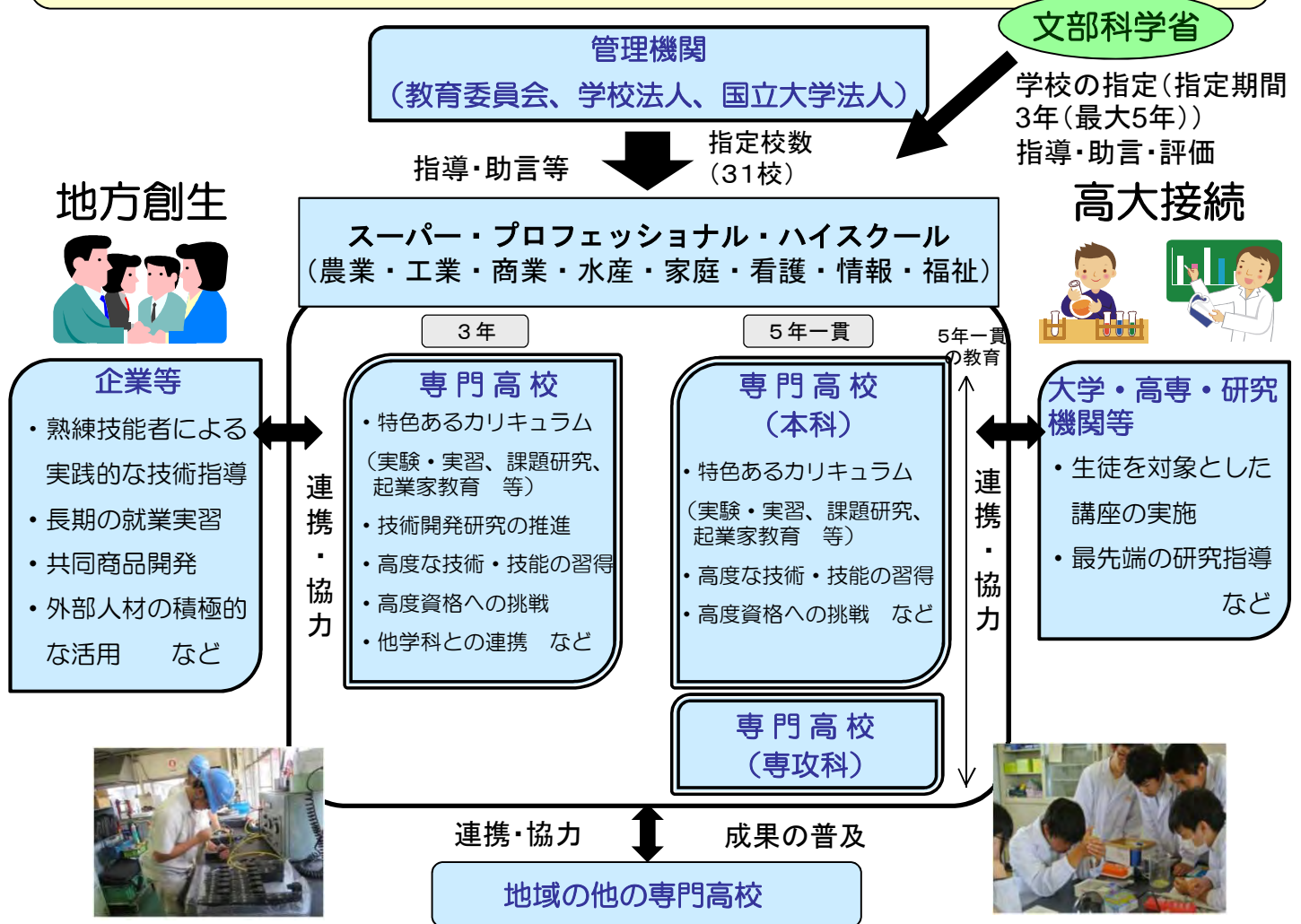
※各事項の予算額の百万円未満は端数処理しているため、これらを足し合わせた額と合計の額は一致しない。

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）

平成29年度予算額 173百万円
 平成30年度予算額（案） 149百万円

(1)「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の指定

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）を指定し、実践研究を行う。



- 我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
- 成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進

(2) 専門高校の魅力発信に関する調査研究

将来の農業経営者等となり得る農業高校生に対し、GAP(農業生産工程管理)に関する学習を推進することは、農業生産技術の習得のみならず、経営感覚や国際感覚を兼ね備えた人材の育成に資する。

GAPの実践やGAP認証の取得の先進事例に関する調査等を行い、その成果を広く全国に提供することで、農業高校におけるGAP認証の取得等を促進し、専門高校の魅力を上昇させる。

(調査研究委託先は民間シンクタンク、大学、専門高校に関する団体等を予定)

1 1. 学校健康教育の推進

(前年度予算額 527百万円)
平成30年度予算額(案) 448百万円

1. 要 旨

児童生徒が生涯にわたって健康で安全に生活できるよう、がん教育をはじめとする学校保健、通学路の安全確保など学校安全、学校を核として家庭を巻き込んだ食育の推進等を図る。

2. 内 容

- (1) 学校保健推進事業 99百万円(120百万円)
・がん教育総合支援事業 33百万円(32百万円)

第3期がん対策推進基本計画及び新学習指導要領に対応した学校におけるがん教育の取組を推進するため、全国でのがん教育の実施状況を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、先進事例の普及・啓発を行い、全国でのがん教育の充実を図る。

- (2) 学校安全推進事業 225百万円(266百万円)
・学校安全総合支援事業 193百万円(新規)

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、防災をはじめとした学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。

また、学校安全計画に基づく取組の充実のための参考資料の刷新も合わせて行う。

- (3) 学校給食・食育総合推進事業 124百万円(140百万円)
・つながる食育推進事業 51百万円(33百万円)

栄養教諭と養護教諭等が連携した家庭へのアプローチや、体験活動を通じた食への理解促進など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、効果的に子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

学習指導要領の改訂や社会の大きな変化に伴う子供の食を取り巻く状況の変化などを踏まえ、食に関する指導を行うための教職員向けの指導書を改訂する。

- ・学校給食費徴収・管理業務の改善・充実 18百万円(新規)

教職員の業務負担軽減等の観点から、学校給食費の徴収・管理業務について、学校から自治体への移管を促進するため、自治体による徴収・管理の課題の解決方法等の調査研究を行い、学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを作成する。

《関連施策》

- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

がん教育総合支援事業

(平成29年度予算額 : 32百万円)
平成30年度予算額(案) : 33百万円

背景

- ・平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- ・平成29年度から平成34年度までの6年間で第三期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実を努める。」とされている。
- ・平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、移行期間中に新学習指導要領の対応を検討する必要がある。

課題

①教師のがんについての知識・理解が不十分

健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教師のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。

②がん教育の全国への普及・啓発が必要

がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する新学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。

課題解決のための事業概要

新学習指導要領に対応したがん教育の実施

◆新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

【新規】

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教師や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

- ・教師・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- ・公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催

相互に連携

◆地域の実情に応じたがん教育の実施 【拡充】

全国でのがん教育の実施状況の調査を踏まえ、新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じた、がん教育の取組を支援する。

- ・教育委員会等によるがん教育に関する教材の作成・配布
- ・専門医、がん経験者等の外部講師によるがん教育の実施

成果

- 本事業により、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の充実を促す。

第2次学校安全の推進に関する計画（閣議決定）

現状課題

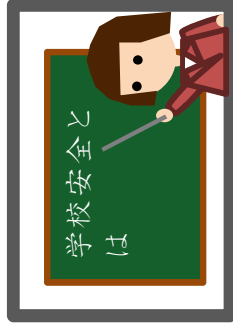
- 東日本大震災の教訓を踏まえて、実践的な安全教育、防災マニュアルの整備や安全点検・見守り活動等が推進されてきた。
- 学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難いため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。
- 学校安全の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

目指すべき姿

- 全ての児童生徒等が、**安全に関する資質・能力を身に付ける**ことを目指す。
- 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、**死亡事故の発生件数については限りなくゼロ**とすることを旨とするとともに、**負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少**傾向にすることを旨とする。

推進方策

- 全ての学校において**、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築する。
系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。
保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築する。
外部の専門家等と連携した安全点検を徹底する。
- 全ての教職員が**、学校安全に関する資質・能力を身に付ける。
- 検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル（PDCAサイクル）として実施する。

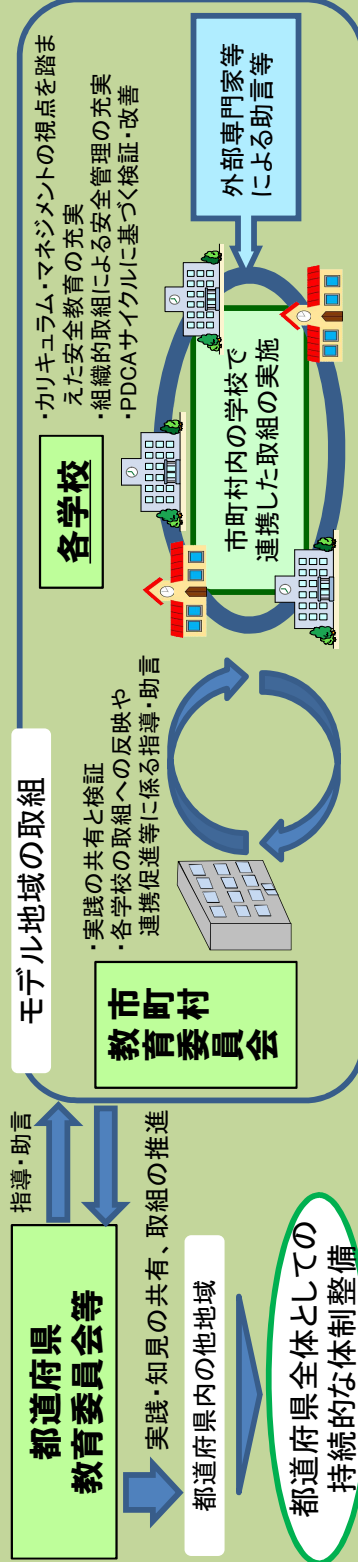


具体的実現策

全ての学校において、学校安全に取り組み体制づくりへの支援

(ア)学校安全推進体制の構築

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、防災をはじめとした学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。



都道府県全体としての持続的な体制整備

全ての教職員の安全に関する資質・能力の向上のための支援
(イ)学校安全推進のための手引き作成

学校安全計画に基づく取組の充実のための参考資料として、「『生きる力』をばぐむ学校での安全教育」の刷新を行う。



つながる食育推進事業

現状

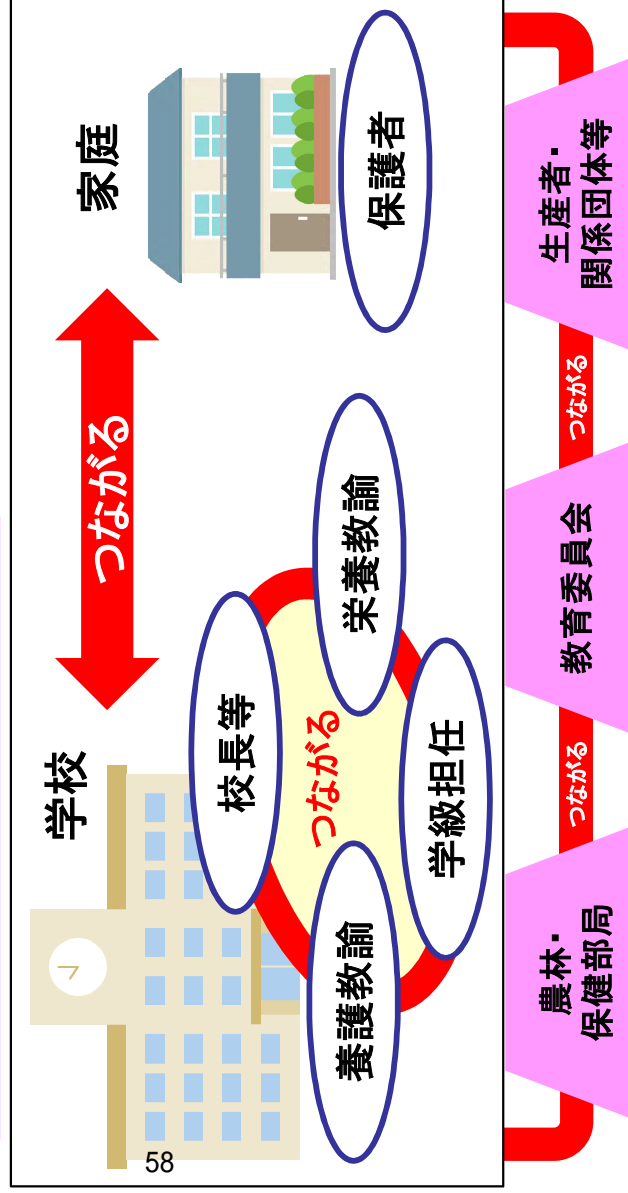
現状：朝食欠食率4.6% ⇒ 目標値0% (第3次食育推進基本計画)

これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化中、子供の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

事業概要

- ① 栄養教諭と養護教諭等が連携した家庭へのアプローチや、体験活動を通して食への理解促進など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、効果的に子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。
- ② 学習指導要領の改訂や社会の大きな変化に伴う子供の食を取り巻く状況の変化などを踏まえ、食に関する指導を行うための教職員向けの指導書を改訂する。

事業イメージ(各モデル地域)



子供の
食に関する
自己管理能力
の育成

- ・保護者の食への理解
- ・家庭における望ましい食生活の継続的な実践

関係者が連携して
家庭にアプローチ

親子体験活動等への参加
を通して食への理解促進

効果検証・普及(文部科学省)

子供や保護者の変化に係る共通指標を予め設定

- ・朝食摂取、共食、栄養バランスを考えた食事、ゆっくりよく噛んで食べること、食事マナーに対する意識、伝統的な食文化や行事食、食事の際の衛生的な行動

事業終了後に全国の取組の効果を検証

- ・各モデル地域の取組を共通指標等を基に取りまとめ
- ・実効性のある取組を全国へ普及
- ・報告書の作成、HPでの公表、事例発表会・会議等での周知



学校給食費徴収・管理業務の改善・充実

平成30年度予算額(案) 18百万円(新規)

事業概要

教職員の業務負担軽減等の観点から、学校給食費の徴収・管理業務について、学校から自治体への移管を促進するため、自治体による徴収・管理の課題の解決方法等の調査研究を行い、モデル事業での実践・成果等も踏まえ、学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを作成する。

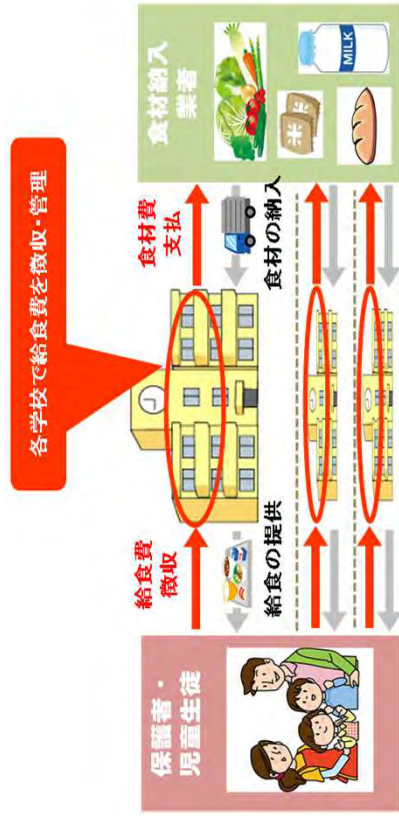
先進的な自治体における
徴収・管理の課題の解決方法や
効果等の事例を収集・分析



学校給食費の徴収・管理業務
に関するガイドラインの作成

学校から自治体への事務移管
学校現場の負担軽減
業務の適正化の推進

◆学校が行う徴収・管理（教職員による徴収・管理）



- 徴収・督促などの事務負担
- 多額の金銭を扱う的負担
- 未納による食材購入への影響



◆自治体が行う徴収・管理（担当部署による徴収・管理）



- ✓ 教職員の事務負担軽減
- ✓ 監査機能の充実、不正経理の防止
- ✓ 安定的な食材購入



1 2. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進

(前年度予算額)	2,555百万円)
平成30年度予算額(案)	2,421百万円)

1. 要 旨

現下の少子化・人口減少社会を踏まえ、地域の実情に応じて、少子化に対応した活力ある学校教育を推進するため、学校統合を契機とした魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実を図る。

2. 内 容

(1) 少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

35百万円(37百万円)

統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するための委託研究を行う。

(2) へき地児童生徒援助費等補助金

2,313百万円(2,518百万円)

- ・へき地教育振興法に基づき、離島や中山間地域に所在する学校の教育の振興を図るため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。
- ・学校統廃合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。

(3) 高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

74百万円(新規)

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

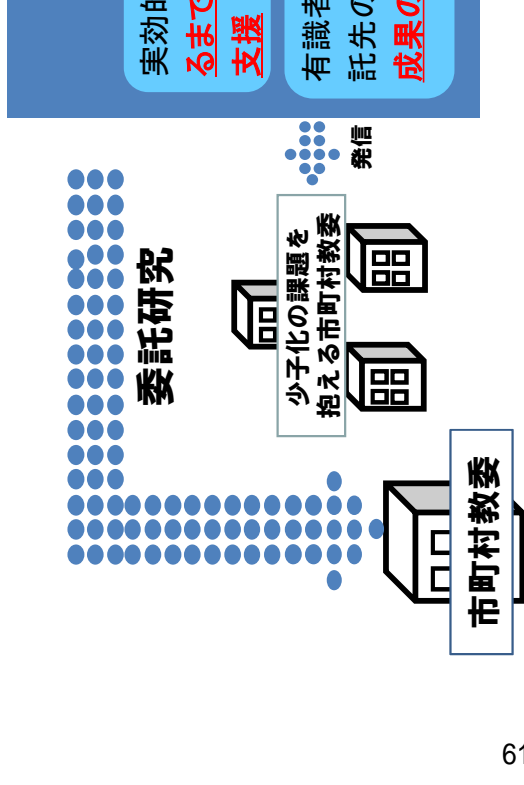
《関連施策》

- ・教職員定数の増(統合校・小規模校への支援 50人)
- ・学校施設整備(公立小中学校の統合校舎等の新增築事業、学校統合に伴う既存施設の改修事業等)

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

平成30年度予算額（案） 35百万円
（H29年度予算額 37百万円）

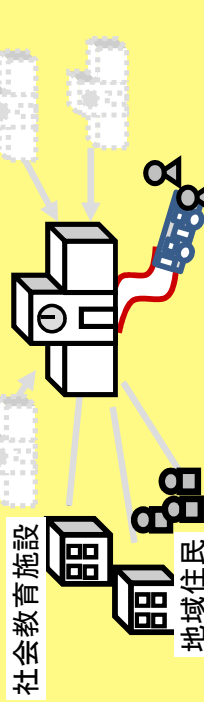
国の積極的な支援のもと、統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出
⇒ **生み出された好事例を文部科学省が積極的に分析・発信し、少子化対応を加速化**



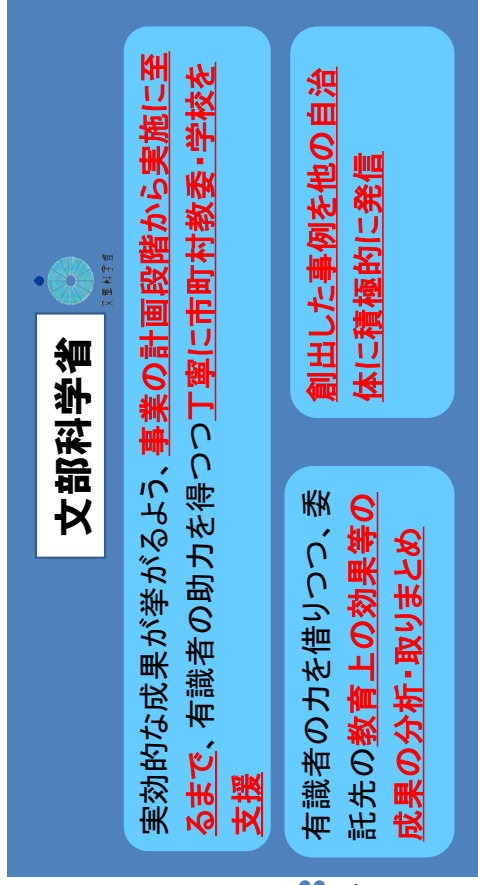
① 魅力的な学校統廃合事例

学校統廃合を通じて充実した教育環境の創出を目指す地域において、デメリットを抑えた魅力的な学校統廃合の実現。

【魅力ある学校づくりの方策例】
統合対象地域の多様な特色を学び合うカリキュラム開発、コミュニティスクールの効果的な導入、社会教育とシームレスにつながった学校教育活動・施設整備の研究など



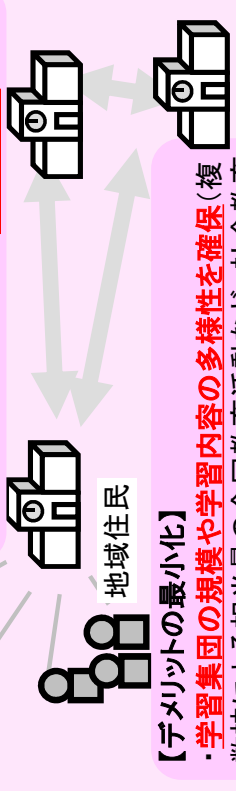
【統合により生じる課題への対応方策例】
適切な**通学手段の確保・運用**（スクールバス乗車時間の有効活用、長時間乗車後の脳の活性化方策、スクールバス通学に伴う子供への体力低下への対応）など



② 小規模校を存続させる場合の教育環境の充実事例

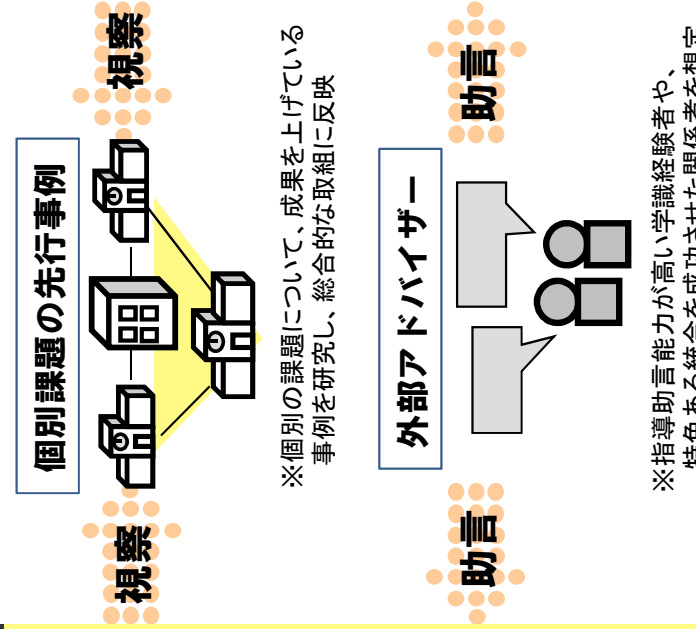
小規模校を存続させる場合や、休校している学校を再開する場合等に、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化する方策を徹底追求。

【メリットの最大化方策の例】
・小規模校の特色を活かし、**全員に基礎学力を保障するカリキュラム・指導方法開発**（※）
・**多人数では指導が難しいような教育活動**（外国語の発音、発表など）の**指導の徹底**等



【デメリットの最小化】
・**学習集団の規模や学習内容の多様性を確保**（複数校による相当量の合同教育活動など、社会教育における相当量の教育活動の実施、山村・漁村留学の受け入れなど）（※）

※ICTを活用した教育環境の充実については、主として人口減少社会の学校教育におけるICT活用の実証研究事業で実施。



※個別の課題について、成果を上げている事例を研究し、総合的な取組に反映

※指導助言能力が高い学識経験者や、特色ある統合を成功させた関係者を想定

へき地児童生徒援助費等補助金



29年度予算額 2,518百万円
30年度予算額(案) 2,313百万円(205百万円減)

I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校(へき地学校等)の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

II 補助内容

1 補助対象経費

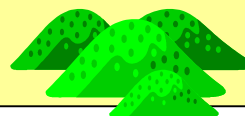
- (1) スクールバス・ボート等購入費 597百万円(720百万円)
へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助
- (2) 遠距離通学費等 1,437百万円(1,418百万円)
- ア 遠距離通学費 1,287百万円(1,262百万円)
学校統廃合に係る小・中学校及び義務教育学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助。また、激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助
- イ 寄宿舍居住費 33百万円(31百万円)
小・中学校及び義務教育学校に設置する寄宿舍に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舍居住に要する経費を免除する都道府県及び市町村の事業に対する補助
- ウ 高度へき地修学旅行費 117百万円(124百万円)
高度へき地学校(3級～5級)の児童生徒に係る小・中学校及び義務教育学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県及び市町村に対する補助
- (3) 保健管理費 45百万円(48百万円)
へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施を図るため、地方公共団体が健康診断等や学校環境衛生の維持改善等のための必要な検査を行うための医師、歯科医師及び薬剤師の派遣や心電図検診の実施を円滑に行うために必要な経費に対する補助
- (4) 離島高校生修学支援事業 234百万円(332百万円)
高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

2 補助率

1/2 (高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)

3 補助事業者

都道府県・市町村



被災地通学用バス等購入費補助 (復興特別会計) 34百万円(11百万円)

東日本大震災の被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボートを購入する事業に対する補助
補助率 : 1/2 補助事業者 : 都道府県・市町村

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

平成30年度予算額(案)： 74百万円(新規)

◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

平成29年度中に改訂を予定している高等学校学習指導要領を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築

ICTを活用した遠隔教育等

全国への普及

多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

専門的な支援

多様な学習ニーズを有する生徒

1 3. 初等中等教育段階におけるグローバルな視点に 立って活躍する人材の育成

(前年度予算額 21,257百万円)
平成30年度予算額(案) 20,192百万円

1. 要 旨

グローバル人材育成については、第二期教育振興基本計画等を踏まえ、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野で活躍できる人材の育成が重要である。

このため、我が国の伝統や文化についての理解を深める取組を実施し、また、小・中・高等学校を通じた英語教育改革の推進、帰国・外国人児童生徒等への教育支援の推進、在外教育施設の教育環境の改善等の取組の充実を図る。

2. 内 容

(1) 我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究 11百万円(11百万円)

教育基本法や学習指導要領で重視されている伝統や文化等に関する教育の充実を図り、グローバル社会で活躍できる人材の育成に資するため、教材の作成や指導方法の開発等を行う。

- ・委託先：3地域

(2) 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業等 837百万円(821百万円)

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のため、新学習指導要領の全面实施に向けた新教材の整備、民間機関と連携による指導法等の開発や教員の指導力・専門性向上のための事業を行う。

- ・小学校の新たな外国語教育における新教材の整備 (小学校中学年・高学年用)
- ・中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究 3機関
- ・外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 1機関+67区市
- ・小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施 40機関
- ・グローバル化に対応した外国語教育推進事業【新規】3件
- ・民間機関を活用した小学校英語の効果的な指導法等の開発及び成果普及事業【新規】
- ・全国学力・学習状況調査(中学3年英語予備調査)【再掲】

(3) スーパーグローバルハイスクール 843百万円(869百万円)

継続指定校123校の研究開発・実践を支援するとともに、事業の成果や課題を把握するための検証評価を行う。

また平成28年度指定校(11校)に対する中間評価を実施するほか、成果普及のためのフォーラム(仮称)等を開催し、取組の質の向上と充実を図る。

- ・指定期間：5年間
- ・対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校

- ・ 指定校数：123校（継続指定123校）

（４）在外教育施設教員派遣事業等及び海外子女教育の推進

17,933百万円（ 19,138百万円）

在外教育施設で学ぶ児童生徒が増加する中、国内と同様の教育を行うために派遣教員数を拡充するとともに、高度グローバル人材育成拠点としての日本人学校等の教育水準を強化する。また、テロ等発生時の迅速な連絡体制の構築や在外教育施設帰国教師のネットワーク構築を支援するなど海外子女教育の充実を図る。

- ・ 派遣教員数 1,255人→1,270人（計15人増）
 - （内訳）現職派遣数 1,026人→1,030人（4人増）
 - シニア派遣数 229人→240人（11人増）
- ・ 在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業
- ・ 帰国教師ネットワーク構築事業【新規】 等

（５）帰国・外国人児童生徒等教育の推進

229百万円（ 260百万円）

帰国・外国人児童生徒等の公立学校における受入・日本語指導体制の充実を図る。また、外国人の子供の就学を促進するため、学校外における日本語指導や教科指導等の支援体制の充実を図る。さらに、教員の専門的能力育成のため、教員養成学部等の課程や現職教員研修を通じた体系的なモデルプログラムの開発等を行う。

- ・ 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 64地域
- ・ 定住外国人の子供の就学促進事業 18機関
- ・ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業 1機関
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業【新規】 1機関

（６）高校生の国際交流の促進

340百万円（ 152百万円）

- ・ アジア高校生架け橋プロジェクト【新規】

アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘する。日本各地でホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。多くの日本人高校生が海外に行かずして海外の高校生との国際交流を経験するとともに、海外の若者が日本の生きた「教育」、「文化」等を経験する。

平成30年度は、100人、半年程度の招聘を予定。今後5年間で1,000人程度を招聘。

- ・ 社会総がかりで行う高校生留学促進事業

地方公共団体や学校、民間団体等が実施する海外派遣プログラムへの参加に対し、留学経費の支援を行う。また、国際交流等を通じて、高校生に国際的な視野を持たせ、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材の基盤を形成するための取組を支援する。

- ・ 高校生留学促進事業 1,500人
- ・ グローバル人材育成の基盤形成事業

初等中等教育段階におけるグローバルな視点に立って活躍する人材の育成 平成30年度予算額(案) 202億円(213億円)

グローバルに活躍する人材を育成するため、我が国の伝統や文化についての理解を深める取り組みを実施し、小・中・高等学校を通じた英語教育改革を推進するとともに、課題解決能力等の国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーを育成する高等学校等を支援する。また、在外教育施設で学ぶ児童生徒の教育環境の改善及び帰国・外国人児童生徒等の受入体制の充実を図るなどの取組を行う。

■我が国の伝統・文化教育の充実に係る調査研究 0.1億円(0.1億円)

- 我が国の伝統や文化に関する教材の作成、指導方法に関する調査研究 3地域

■小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業等 8.4億円(8.2億円)

- 小学校の新たな外国語教育における新教材の整備
新学習指導要領の移行措置・先行実施に向けて必要な小学校の新たな外国語教育における教材を整備(小学校中学年・高学年用)
- 中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究
先進的な指導方法・ICT教材等についてエビデンス・ベースの実証研究を行い、研究成果を全国に提供
- 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業
英語教育推進リーダーの養成等、各県の英語教育改善プランを通じたPDCAサイクルの推進
- 小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施
大学等が開催する小学校教員の専科指導が可能となるプログラム開発・講習及び免許法認定講習への支援
- グローバル化に対応した外国語教育推進事業【新規】
英語以外の外国語について新学習指導要領に基づいたカリキュラムや教材の開発等を支援
- 民間機関を活用した小学校英語の効果的な指導法等の開発及び成果普及事業【新規】
民間機関を活用して国が作成した新教材及びICT教材を使用した効果的な指導法等の開発・成果普及
- 全国学力・学習状況調査(中学3年英語)【再掲】
平成31年度の中学校英語調査に向け、予備調査(抽出方式)を実施



■帰国・外国人児童生徒等教育の推進 2.3億円(2.6億円)

- 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業
重点実施項目の設定(プレスクール、大学・企業との連携によるキャリア教育、多言語翻訳システム等ICTの活用・検証)
- 定住外国人の子供の就学促進事業
- 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業
- 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業【新規】
ポータルサイトの抜本的強化、自治体・学校向けの「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂等

■在外教育施設教員派遣事業等及び海外子女教育の推進 179.3億円(191.4億円)

- 在外教育施設教員派遣事業等【拡充】1,255人 → 1,270人(15人増内訳:現職4,シニア11)充足率74% → 75%
- 在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業
在外教育施設の課題解決やグローバル人材育成に係る先進的プログラムを開発
- 帰国教師ネットワーク構築事業【新規】
帰国教師を積極的に活用するためのネットワーク構築やフォーラム開催などを支援 等

■スーパーグローバルハイスクール(SGH) 8.4億円(8.7億円)

- スーパーグローバルハイスクールの充実 123校
- 事業の検証評価実施、中間評価の実施(H28年度指定校11校)
- 産学官フォーラム(仮称)等の開催



■高校生の国際交流の促進 3.4億円(1.5億円)

- アジア高校生架け橋プロジェクト【新規】
アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘
- 社会総がかりで行う高校生留学促進事業
地方公共団体や学校、民間団体等が実施する留学プログラムへの参加に対する支援: 対象 1,500人 × 6万円 等

◀関連施策▶

- ・教職員定数の改善(小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教員の充実、外国人児童生徒等教育担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施)
- ・補習等のための指導員等派遣事業【補助率1/3】(公立学校における教育活動に係るサポートスタッフの配置を支援)
- ・地域における青少年の国際交流推進事業(イングリッシュキャンプ)